

# 生駒市行政改革大綱

平成24年度～平成28年度

【案】

H24.3.19 提言

生駒市行政改革推進委員会



## はじめに

生駒市では、平成 22 年 3 月に策定した「第 5 次生駒市総合計画」において、将来都市像を「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」と設定し、大都市圏に近接しつつ、豊かな緑と自然環境に恵まれた利便性の高い住宅都市として、まちの魅力を高めるための施策に積極的に取り組んでいる。

一方で、急速な高齢社会の進展、市民の価値観・ライフスタイルの多様化など、社会経済環境が急激に変化する中、持続可能な地域経営を行っていくためには、国と地方との役割見直しの議論において、市民に最も身近な基礎自治体の役割が今後一層大きくなることを見込まれる。

さらに、市の最高規範として、市政運営の基本理念などを定めた自治基本条例が施行されたところであり、これまで行政が主体的に担っていた公共サービスについて、市民、各種団体、NPO など、新たな公共サービスの担い手との協働による行政運営が不可欠になっている。

また、長引く景気の低迷による税収減少に加え、超高齢社会の到来が社会保障関係費の増加を招くなど、財政状況もまた、引き続き大変厳しい状況に置かれている。

市では、これまでも継続的な行政改革大綱の策定・運用を実施してきたところであり、特に平成 19 年 3 月に策定した行政改革大綱（5 ヶ年・平成 19 年度～平成 23 年度）では、行政改革推進委員会からの多岐にわたる提言を踏まえながら、合わせて定めたアクションプランにより、職員定数の適正化による人件費の抑制、市債残高の削減、入札制度改革、事務事業・補助金の見直し、未利用財産の有効活用など幅広い分野にわたる効率化や仕組みの改善を断行してきた。

さらに、多様なまちづくりの担い手との協働や主体的な活動を支える基盤づくりにも積極的に取り組むなど、市政運営の仕組みの見直しが一定の成果を挙げつつある状況である。

しかし、市行政を取り巻く状況が大きく変化・変動していく中、将来にわたって安定的に行政サービスを提供できる体制をつくりあげていくためには、不断の改革を積み重ねることが、真に効果的な市政運営にとって不可欠である。

また、業務運営の効率化や経費削減を基軸に据えた従来型の行政改革の取組に加え、行政、市民、事業者など様々な公共サービスの担い手が相互の信頼関係のもとで創意工夫したまちづくりを展開し、具体的な成果をあげられるよう、次なるステージに歩みを進める必要がある。

この行政改革大綱は、これまでの行政改革の取組を継承しながら、厳しい状況の中でも「関西一魅力的な住宅都市」のさらなる進化をめざして、改革を新たな段階にステップアップさせるための指針として策定したものである。

市では引き続き、この大綱を市政運営の礎と位置付け、全庁一丸となって改革に取り組むとともに、地域社会に関わる多様な主体が力を発揮できる持続可能で質の高い行財政体制の構築を進めていくこととする。



# 目次

第1章 行政改革大綱の基本的考え方	1
1 行政改革大綱の位置付け	1
2 行政改革の目的	1
第2章 現状と課題	2
1 これまでの行政改革の取組と成果	2
(1) 行政改革の取組状況	2
(2) 財政運営の状況	3
2 生駒市を取り巻く社会経済環境	6
(1) 人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行	6
(2) 経済情勢、景気動向	7
(3) 地域主権改革の進展	7
3 生駒市のまちづくり	8
(1) 第5次総合計画の推進	8
(2) 生駒市自治基本条例による取組	8
4 行政改革大綱の継続・充実の必要性	9
(1) 前行政改革大綱の取組を踏まえた課題	9
(2) 新たな行政改革大綱の必要性	9
第3章 目標と理念	10
1 基本目標	10
2 基本理念	10
第4章 推進期間	12
第5章 取組方針（重点事項）	13
1 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進	13
(1) 情報提供・情報共有の充実	13
(2) 自治基本条例による協働の取組の推進	13
2 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供	15
(1) 事務事業の継続的な見直し	15
(2) 民間活用の推進	15
(3) 行政資源の有効活用・効率的な管理運営	16
(4) 環境に配慮した施策・事業の推進	16
3 自立した自治体への変革	17
(1) 財政規律を確保するための財政指標の目標値設定	17
(2) 財源確保の取組	17
(3) 職員定数・給与の適正な管理	17
(4) 適正な人事管理と職員の能力向上	18
(5) 機能的で分かりやすい組織・機構の構築	18
第6章 推進手法	19
1 推進体制	19
(1) 行政改革推進本部	19
(2) 行政改革推進委員会	19
(3) 市議会	19
(3) 外郭団体	20
2 進行管理	20
【行革トピックス】	
○健全な地方債発行の取組	5
○地域主権改革とは	7
○生駒市と類似都市の比較	12
○開花する市民力～新しい「公共」の担い手～	14
○市民自治協議会	14
○生駒市民が選択する市民活動団体支援制度	16



# 第1 行政改革大綱の基本的考え方

## 1 行政改革大綱の位置付け

生駒市のまちづくりは、市の最高規範である「生駒市自治基本条例」による市政運営の基本ルールに則り、「第5次総合計画」において、地域の将来像や基本目標を明らかにするとともに、各分野の施策と取組を具体的に示して進めている。

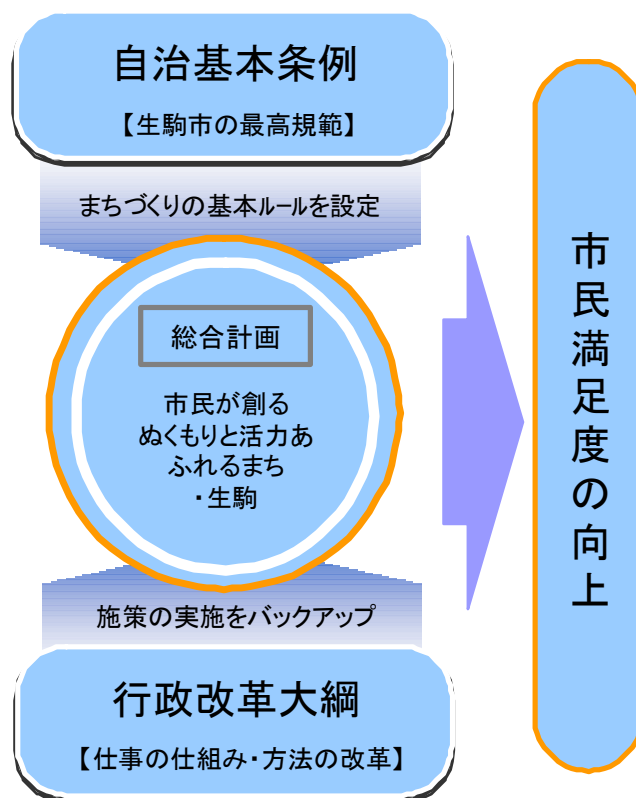
この生駒市行政改革大綱は、仕事の仕組みや方法の改革を通じて、「第5次総合計画」における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、更に効果的・効率的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。

市民が求める質の高い多様なサービスを効率的に提供できる環境をつくりあげるためには、自律型の自治体を目指した行政運営の改革を継続することが不可欠であることから、行政改革の最終目的や基本目標、基本理念は、前行政改革大綱の考え方を維持・継承する。

## 2 行政改革の目的

この生駒市行政改革大綱では、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取組んできたこれまでの行政改革を継承しつつ、これらをさらに発展させ、成果志向や市民との協働を基調とした行政運営の仕組み・規範の改革を実現することで、自律型の自治体への変革を図る。

これによって、真に必要なサービスを維持し、生駒市自治基本条例のルールに基づき、第5次総合計画の実現によって「**市民満足度の向上**」を図ることを最終目的とする。



## 第2 現状と課題

### 1 これまでの行政改革の取組と成果

#### (1) 行政改革の取組状況

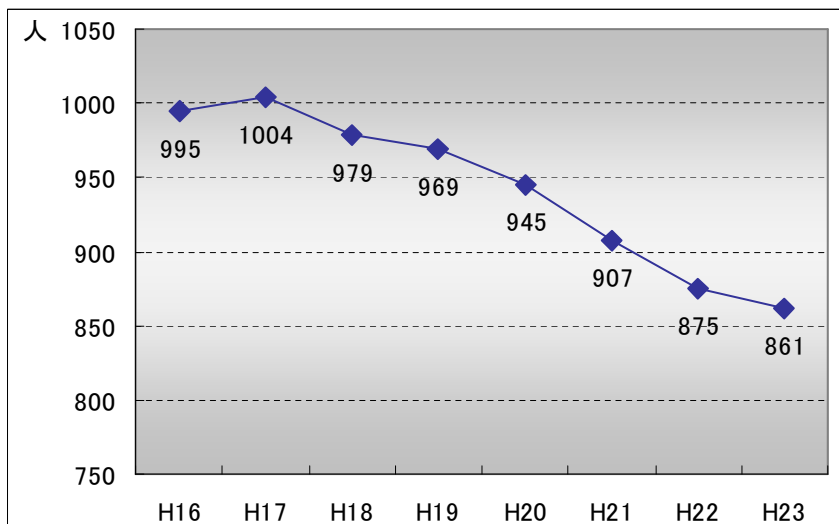
生駒市では、より少ない経費で最大の効果を上げる行政サービスを提供していくため、これまで、数次にわたる行政改革の取組を進めてきた。

特に、平成19年度から平成23年度までを推進期間とした前行政改革大綱では、業務の効率化のみにとどまらず、行政運営の仕組み・規範を改革する新たな行政改革を掲げ、持続可能な地域社会の形成をめざし、可能な限り具体的な数値目標を掲げて取組を推進してきた。

その結果、子育て支援施策や市民生活における安全・安心の確保など、時代に合った施策の充実を図る一方で、平成23年度当初における職員数は、過去最大であった平成17年度の1,004人と比較すると、約140人少ない861人へと、また、市債残高についても平成17年度の456億8,700万円から240億円台にまで縮減するなど、行財政運営基盤の安定化を図ってきた。

項目	目標数値	直近の数値
経常収支比率	95.6%以下（23年度）	90.2%（22年度）
市債残高（普通会計）	236億円以下（23年度）	240億3,700万円（22年度）
職員総数	840人以下（24.4.1） [26年度に800人以下]	861人（23.4.1）

【職員数の推移】



※経常収支比率・市債残高の推移については、後述。



前行政改革大綱では、行政運営の仕組み・規範の改革を実現し、自律型の自治体に変革することを目指すため、改革目標を明確にした「アクションプラン」を設定し、その下に 51 項目に及ぶ具体的な取組項目を掲げて取組を進めてきた。

平成 22 年度末（平成 23 年 3 月末）時点での行政改革推進本部の点検では、9 割を超える項目で設定目標に対する一定の成果・効果が得られている状況にある。

[アクションプランの総合評価（H23.3 月末時点）]

総合評価の区分		項目数	(%)
A	高い成果が得られた	27	52.9%
B	一定の成果が得られた	19	37.3%
C	やや不十分な成果にとどまった	5	9.8%
D	成果は不十分であった	0	0.0%
合 計		51	—

※個別の取組項目ごとの進捗評価は、生駒市のホームページを参照

## (2) 財政運営の状況

国・地方の財政は、多額の長期債務残高や少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増嵩、さらに世界同時不況の影響による税収の減少など、一段と厳しい局面にある。

経済情勢の先行きも不透明であり、生駒市の歳入の根幹である市税収入の急回復は望めない。

歳出面においても、高齢者の増加、景気低迷により扶助費や国民健康保険、介護保険の特別会計への繰出金などの社会保障関係費が年々増加することに加え、下水道の整備、老朽化による各施設の維持補修、耐震化等の必要もあることから、本市の財政状況は今後においても非常に厳しい状況が見込まれる。

### ① 市税収入と経常収支比率

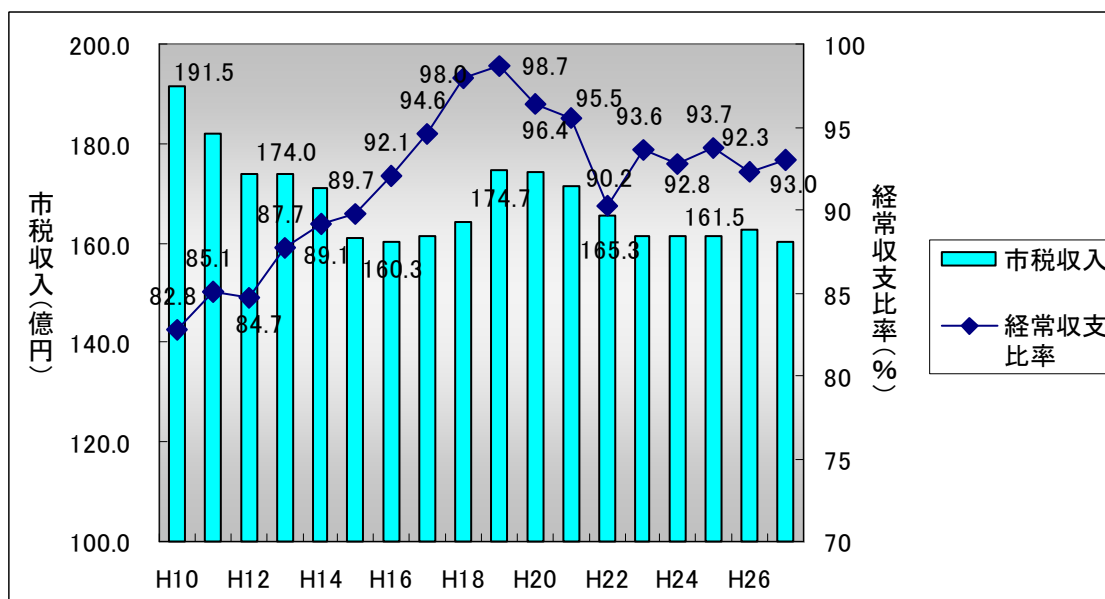
基幹となる市税収入については、平成 9 年度をピークとして減少基調が続いた後、平成 19 年度には所得税から住民税への税源移譲等によりいったん増加したものの、平成 20 年度後半からの世界的な景気悪化の影響による落ち込みが見られ、減少傾向は今後も継続するものと見込まれる。

市税などの一般財源が伸び悩む一方で、扶助費など義務的経費の増加により、政策的な経費に充てることができる財源が減少している。

このような「財政の硬直化」を示す指標である経常収支比率（毎年きまって得られる収入に対する人件費・公債費など毎年必ず支出される経費の割合）は、職員数の適正化、市債残高の削減、入札制度改革など前行政改革大綱による徹底した効率化の取組により、一定の改善が見られる。

しかし、平成 22 年度の数値の改善（90.2%）は、国からの地方交付税等が政策的に増額されたことなどの一時的な要因によるところが大きく、とりわけ生駒市においては、団塊の世代を中心とした世代が多いという特徴的な人口構成により、急激な高齢化の進展が見込まれることなどもあり、依然として予断を許さない状況といえる。

【市税収入と経常収支比率の推移・見込み】

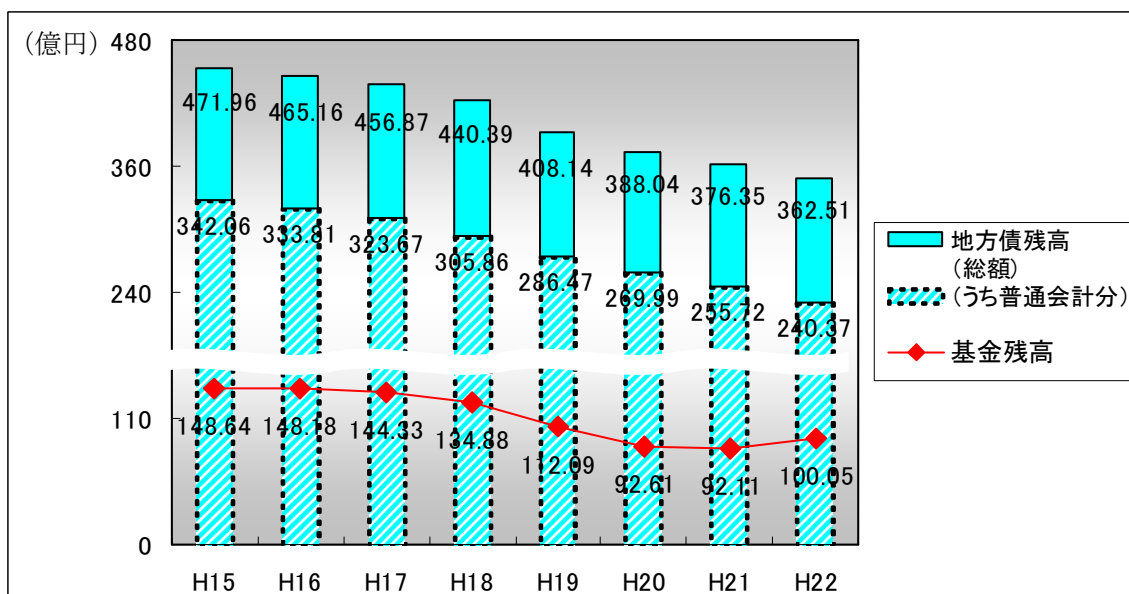


② 地方債残高・基金残高

市債（市の借金）の残高については、大規模な公共事業の抑制、過去に借り入れた市債の繰上償還の実施等により、ピークであった平成 15 年度に比べ、平成 22 年度では約 109 億 5,000 万円（約 23%）減少し、大幅に削減が進んでいる。

基金の残高については、他の自治体より比較的高い水準にあるものの、約 48 億 6,000 万円（約 33%）減少しており、確固たる財政基盤の維持が必要な状況である。

【地方債残高（全会計）と基金残高の推移】



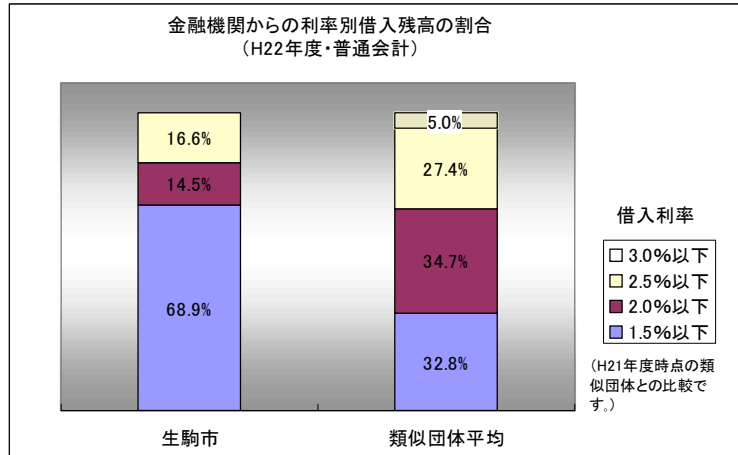
## 行革トピックス

### 【健全な地方債発行の取組】

自治体が金融機関から借入を行う際の利率は、各自治体の財政力指数、実質公債費比率などの健全化判断比率、債務償還余力などによって差が見られるようになってきています。

生駒市では、類似団体（国が基準により人口や産業構造が類似する都市を類型化。生駒市と同じ区分には35自治体（21年度時点）がある。近隣では橿原市、箕面市など。）と比べて低い金利で借り入れた地方債の割合が高く、市の財政運営に対する金融機関からの一定の評価と信頼の表れと言えます。

今後も、公債費負担を可能な限り抑制するため、さらなる透明性の確保と有利な条件での資金調達に努めていきます。

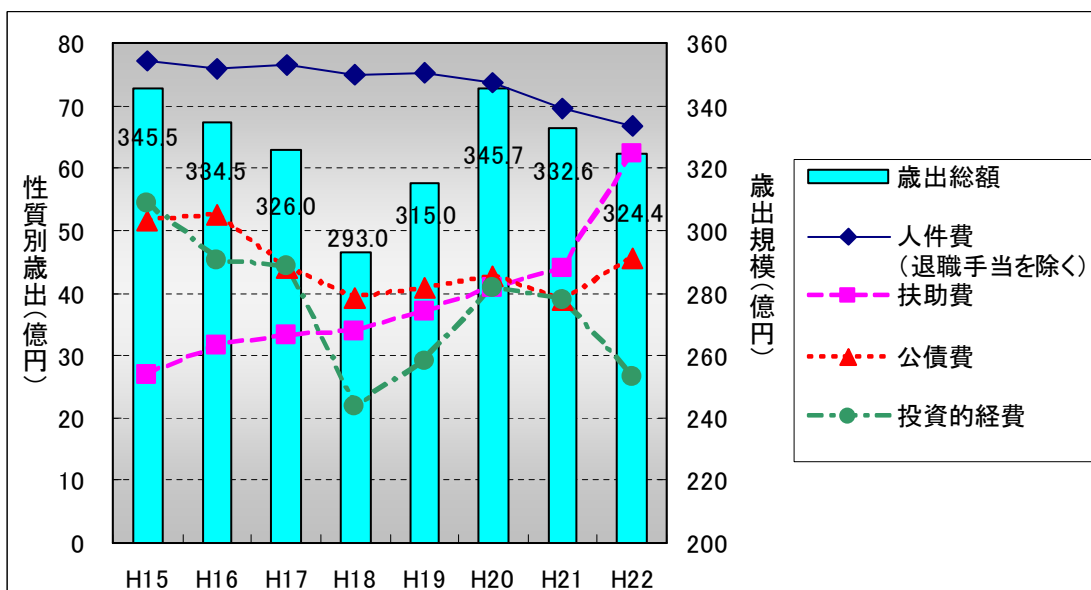


### ③ 歳出規模・性質別歳出の推移

歳出のうち、一貫して増加傾向にある福祉に係る扶助費については、この10年で約3倍に増加し、歳出総額に占める割合も6.0%から19.2%に上昇しており、今後も大きな財政圧迫要因となることを見込まれる。

投資的経費については、けいはんな線の整備終了や政策的な支出の抑制により、18年度は15年度の約4割まで大幅に減少したが、近年は、これまでの行財政改革の成果を基礎として、小中学校の耐震改修、保育所整備への支援など子育て・教育分野等での重点的な投資を行っている。

### 【歳出規模と性質別歳出の推移（普通会計）】



## 2 生駒市を取り巻く社会経済環境

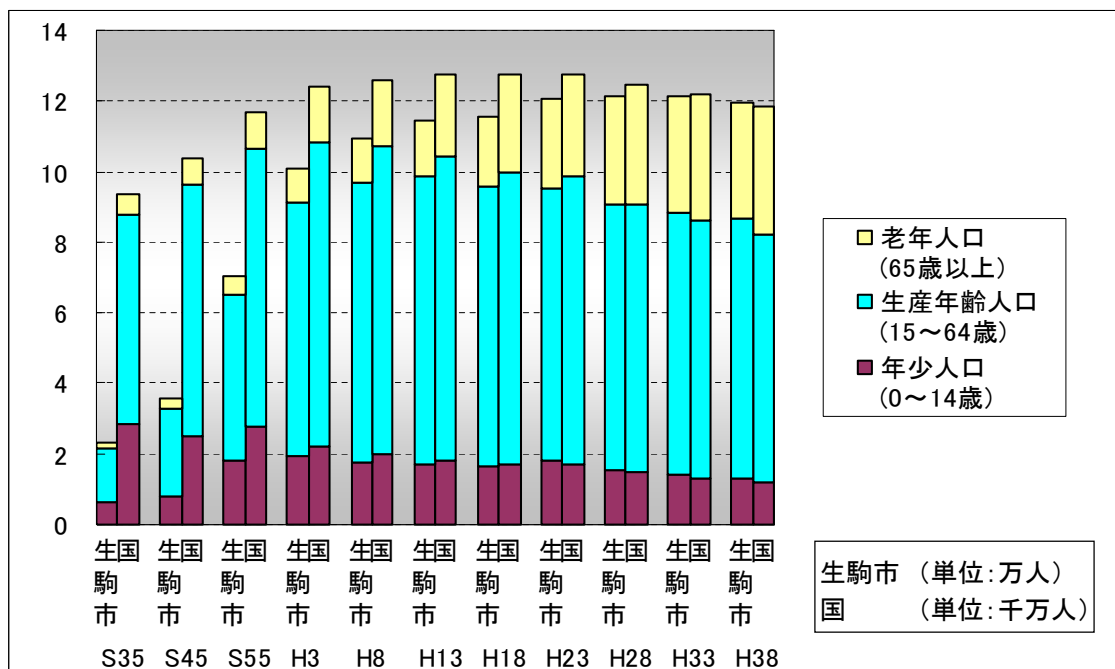
### (1) 人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行

わが国は、直面する高齢社会に加え、少子化により人口減少が始まっており、生駒市においても、高齢化率（65歳以上人口の比率）は既に20%を超え、平成28年には25%に達し、市民の4人に1人が65歳以上となるなど、高齢化が加速する見通しである。

また、少子化の進行により、市の総人口は、平成29年の約12万1,500人をピークとして、ゆるやかに減少することが見込まれる。

このような中、市においては、高齢者に対する社会保障負担の増加や労働人口の減少に伴う税収入の減が見込まれることから、少子・高齢社会、人口減少社会を見据えた行政運営が求められる。

【人口の推移・見込み（総人口・年齢3区分別）】



生駒市（単位：人） 国（単位：千人）

	H18		H23		H28		H33		H38	
	生駒市	国	生駒市	国	生駒市	国	生駒市	国	生駒市	国
年少人口 (0～14歳)	16,671	17,176	17,982	16,919	15,460	14,486	14,016	12,892	12,986	11,769
	14.4%	13.5%	14.9%	13.3%	12.7%	11.6%	11.6%	10.6%	10.9%	9.9%
生産年齢人口 (15～64歳)	78,988	82,300	77,523	81,422	75,372	76,025	74,569	73,141	73,859	70,363
	68.2%	64.5%	64.2%	64.0%	62.0%	60.8%	61.6%	59.9%	61.8%	59.4%
老年人口 (65歳以上)	20,081	28,216	25,168	28,968	30,647	34,450	32,429	36,064	32,613	36,371
	17.4%	22.1%	20.9%	22.8%	25.2%	27.6%	26.8%	29.5%	27.3%	30.7%
合計	115,740	127,692	120,673	127,309	121,479	124,961	121,014	122,097	119,458	118,503

## (2) 経済情勢、景気動向

平成 20 年秋以降、アメリカ発の金融危機に端を発した世界同時不況は、地域経済・雇用環境に大きな影響を与えた。

平成 23 年度後半からは生産の拡大や企業収益の持ち直しにより、雇用・所得の改善が進むものと期待されたが、東日本大震災による未曾有の被害が日本経済に重くのしかかり、電力供給不足問題のほか、ギリシャの財政危機を発端としたヨーロッパ圏の信用不安も含め、経済活動の水準回復にはなお期間を要するものと見込まれる。

生駒市においても、経済情勢が大きく変動する中で、歳入の根幹をなす市税収入や国の交付金等が安定的に確保できるかどうかは不透明な情勢であり、財政状況の悪化が懸念される。

## (3) 地域主権改革の進展

国ではこれまでに、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、国と地方の役割分担の見直しを実施してきた。

平成 22 年 6 月には、これまでの取組をさらに進め、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の確立を目指して、地域主権戦略大綱を閣議決定し、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、補助金の一括交付金化等の改革を進めていくこととしている。

このような中、市民に最も身近な基礎自治体である市町村では、地域が真に必要とするものを、地域の力を生かし、その地域に相応しい方法で実現していく仕組みを構築することが必要になっている。

### 行革トピックス

#### 【地域主権改革とは】

地域主権改革は、地域のことは、できるだけ住民に身近な市町村で担うようにし、国・自治体の関係を、中央集権的な上下主従の関係から、対等の関係に組み替えることで、地域自らの判断と責任で様々な課題に取り組むことができるようにしようとするものです。

法律が改正され、地域地区についての都市計画決定の一部や農地等の権利移動の許可などの権限を市町村に移譲したり、道路や公営住宅、一部の福祉施設などの整備基準の義務付けをやめて自治体の判断に委ねるなどの見直しが順次進められます。

さらに、使い道を限定して支給されるひも付き補助金を廃止し、地方が自ら使い道を選べる財源である一括交付金の具体化が進められています。

今後は、地域資源を最大限に活かした効果的なまちづくりを実現するため、地方の知恵や創意が試されることとなります。

### 3 生駒市のまちづくり

#### (1) 第5次総合計画の推進

生駒市のまちづくりを進める上で、基本となる指針として、平成22年3月に策定した「第5次総合計画」の概要は以下のとおりであり、行政改革大綱が実現すべき目標として位置付けられる。

◎基本理念 総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方。

#### 市民主体のまちづくり

生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進する。

#### 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりでは、まず「自助」、次に「共助」、そして「公助」という考え方を基本とする。

#### 持続可能な都市経営

少子高齢化など市を取り巻く大きな変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行う。

◎将来都市像 『市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒』

◎まちづくりの目標

「Ⅰ市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」、「Ⅱ子育てしやすく、だれもが成長できるまち」、「Ⅲ環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち」、「Ⅳいつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち」、「Ⅴ地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち」

◎計画期間：基本構想 平成21～30年度（2009～2018年度）

基本計画 前期：平成21～25年度（2009～2013年度）

後期：平成26～30年度（2014～2018年度）

#### (2) 生駒市自治基本条例による取組

生駒市では、平成21年6月に生駒市自治基本条例を策定し、平成22年4月から施行している。市の最高規範であるこの条例に基づき、市民と議会、行政が各々の役割を自覚し、お互いを尊重し合い、情報共有に基づく参画と協働のまちづくりを進めることが、市政運営の基本となっている。

◎基本理念 すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくり

◎基本原則

【情報共有及び公開】 市民と市が情報を共有し、参画と協働のまちづくりを進めていく。

【参画と協働の原則】 市民が市政に参画する機会を保障し、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組む。

【人権の尊重】 参画と協働には、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要である。

## 4 行政改革大綱の継続・充実の必要性

### (1) 前行政改革大綱の取組を踏まえた課題

前行政改革大綱は、大きな時代変化の中で、「経済性一辺倒」で進める削減中心の方向から、「仕事の仕組み・やり方を見直す」という質的転換へ向けて動き出したものであった。

また、職員が取り組んでいくべき道標として 51 の具体的項目を「アクションプラン」として掲げ、各部の仕事目標や人事評価制度に関連づけ、各担当部署における実施の度合いを図る「物差し」としたことで、進捗状況の具体的な報告を行うことが可能となったところである。

しかし、市の行政活動に『自律型自治体への変革』というコンセプトを定着させ、部署や職種、職制等にかかわらず、職員一人ひとりの意識の中に浸透させるためには、次のような観点での改革をさらに進める必要がある。

- 組織全体として「何をしようとしているのか」、所属・職員が「何をすればよいのか」をさらに明確化すること。
- 実施目標の明確化から一歩進んで、具体的な改善につながる、成果そのものの「見える化」をさらに推進すること。
- 取組の進捗状況（達成度）の公開手法を工夫し、今後の行政活動の方向性や政策選択における透明性を一層確保すること。

さらに、前行政改革大綱のアクションプランでは、公共施設などの有効活用や効率的な維持管理、職員の意欲向上につながる任用制度の構築など、取組項目が網羅的であり、優先順位があいまいで、これまでの進捗では目標水準に達していないものが見られたことから、実施項目の重点化が必要な状況である。

また、市民の感覚として、行政改革の効果が実感されているとは言い難いことから、制度や仕組みの改善にとどまらず、どのような効果を発揮したのかという質の変化の観点からも継続的に確認することが求められる。

### (2) 新たな行政改革大綱の必要性

厳しい社会経済環境の中においても、生駒市は、市民に一番身近な基礎自治体として、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効率的に展開しなければならない。

そのために行政は、市民ニーズを的確にとらえながら、優先的・重点的に提供すべき行政サービスを選びすぎず、財源を安定的に確保しつつ、持ちうる経営資源を集中的に投入することが求められる。

また、地域の実状を踏まえたまちづくり活動が継続的に展開されるよう、その担い手として活躍の場を広げる市民が、行政と協働し、今まで以上に、より主体的に活動することが重要になる。

これらのことから、これまで培ってきた改革を進めるための基礎的な枠組みを活かし、市民と行政、議会との協働の実現に向けた自治の仕組みをより確固たるものにするとともに、行政が果たすべき役割や市民ニーズを踏まえた効率的・効果的なサービス提供など、これまでの改革を継続・充実することが必要である。

## 第3 目標と理念

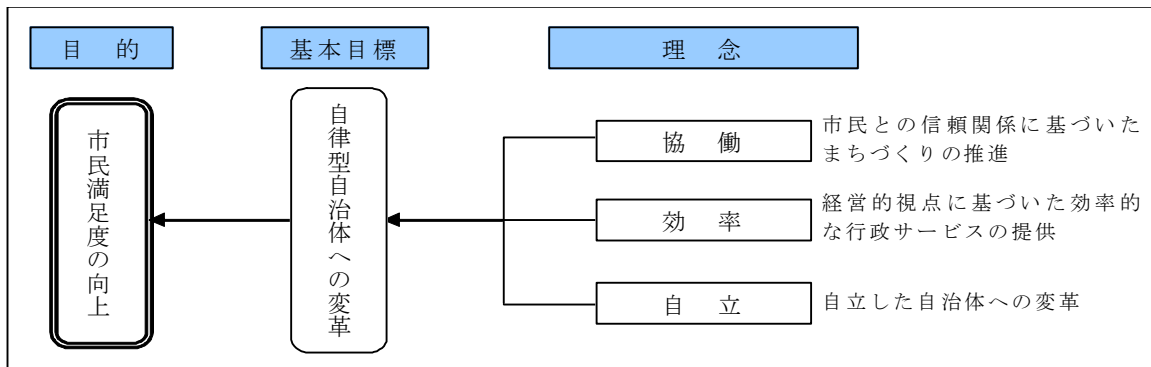
### 1 基本目標

市を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の特性を活かした魅力ある生駒市を実現するために、『創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること』を改革の基本目標とし、市民の積極的なまちづくりへの参画とともに、職員一人ひとりの創意工夫により、自律的に行動できる自治体を目指す。

**限られた資源の中でより質の高い行政サービスを提供するために、  
目標を共有し、創意工夫のできる自律型自治体を目指す。**

### 2 基本理念

基本目標である「自律型自治体への変革」を実現するために、市民への情報公開を基本としながら、「協働」「効率」「自立」の3つの理念に基づいて、行政運営の仕組みの改革に取り組む。





## 『協働』 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

大きく変化する社会状況の中で、市民が幸せや豊かさを実感できるまちづくりを実現するためには、行政の力だけではなく、市民自身が自治の主役となったまちづくりを行っていくことが必要である。

今後は、地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民、コミュニティ、NPO、事業者、行政、議会等の様々な活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながら支える社会に転換しなければならない。

生駒市では、自治基本条例の理念と原則に則り、積極的な行政情報の提供により行政運営の透明性を高め、確固たる市民との信頼関係を構築していくとともに、様々な情報を市民と共有した上で、まちづくりの目標やその実現のための役割をそれぞれの主体で認識し合い、協働してまちづくりを推進していく。

## 『効率』 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

最小の経費で最大の成果を上げるためには、業務の効率化、経費の節減は当然のこととして、経営感覚豊かな組織運営による効率的、弾力的な行政運営が必要となる。

行政の場合、利益を追求する民間企業と異なり競争原理が働きにくい環境にあるため、自律的な改善・改革が進みにくい状況にあり、コスト意識が希薄化したり、組織が肥大化したりする特性を持っているといえる。

生駒市では、このような特性を行政が持っていることを認識した上で、民間企業の競争原理に代わる、持続的な自己改革を促す仕組みを構築することを目指し、公共性・平等性の原則に留意しつつ、徹底した効率化、減量化、経費の節減に努める。

## 『自立』 自立した自治体への変革

地域主権改革の進展に伴い、地方自治体は自己決定権が拡大され、地域の実情に即した行政運営を主体的に展開していくことが求められている。

つまり、生駒市は、自己責任・自己決定を基本とし、経済的にも政策的にも自立していかなくてはならない。

生駒市では、基礎自治体の権限拡大をチャンスと捉え、中長期的な視野に立ち、将来を見通した確固たる行財政運営基盤づくりを進め、経済的に自立することを目指す。

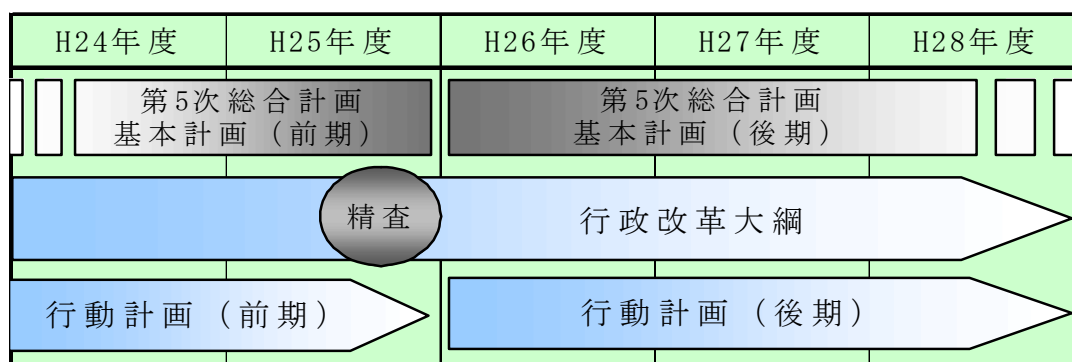
また、国や県の策定した政策を執行する従来からの体制から、職員の一人ひとりが、自ら考え、主体的に行動する政策的に自立した自治体を目指す。

## 第4 推進期間

この行政改革大綱の推進期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

ただし、第5次総合計画の基本計画の推進期間との整合を図るとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、平成25年度において状況を精査するプロセスを確保し、翌年度以降のあり方を検討するものとする。

また、この行政改革大綱で掲げた目標を実現するために、具体的な取組を「行動計画」として定め、その取組期間を前期（2年間）と後期（3年間）に分け、毎年度、取組項目ごとに目標の達成状況・効果を検証し、社会環境等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。



### 行革トピックス

#### 【生駒市と類似都市の比較】

主な財政指標について、国が人口や産業構造などで分類した類似団体〔35自治体（21年度）〕と比較すると、実質公債費比率、将来負担比率といった将来的な負担の指標で他都市を下回るなど、これまでの行政改革の成果が一定表れていると言えますが、少子高齢化による税収減や福祉経費の増加に対応するため、さらなる財政基盤の安定化が必要です。

(H22年度決算)	財政力 指数	経常収支 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
生駒市	0.85	90.2	4.5	0.0
(35自治体中順位)	19位	12位	13位	1位
類似団体平均	0.87	91.5	6.7	43.1

(H21年度時点の類似団体との比較です。)

【財政力指数】：市が標準的な行政サービスを行うために必要な経費に対して、自主的な収入（市税や各種使用料など）の割合がどの程度かを表す数値

【経常収支比率】：地方税、地方交付税など使いみちが自由で毎年決まって収入される財源の中に、人件費、公債費（借入金の返済金）などの毎年決まって支出される経費がどれだけ占めているかを表す割合

【実質公債費比率】：通常水準の行政サービスを提供するために必要な財政規模に対して、実質的な公債費相当額がどの程度の割合になるかを示す指標

【将来負担比率】：通常水準の行政サービスを提供するために必要な財政規模に対して、地方債の残高、地方公社の負債額、全職員の退職手当予定額など、将来の実質的な負担がどの程度になるかを示す数値

## 第5 取組方針（重点事項）

### 1 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

～市民が主役のまちづくりを推進するため、市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解しながら、相互に連携して、まちづくりの課題に取り組む～

協働

#### 【重点事項】

- (1) 情報提供・情報共有の充実
- (2) 自治基本条例による協働の取組の推進

#### (1) 情報提供・情報共有の充実

効果的な情報発信によって市民の理解と信頼を深め、参画と協働のまちづくりを促進するため、インターネット等のさらなる活用などにより、情報提供手法や範囲を拡大するとともに、さらに分かりやすく要点を明確にした情報提供で、情報の「質」・「伝え方」の充実を図る。

情報提供に際しては、単に事業内容や経費削減の事実のみを周知するのではなく、その事業や施策、また、制度改革の取組が、どのように市民サービス向上につながっているのかについて、市民が実感として認識できるような情報共有の仕組みの構築を目指す。

また、市の政策やさまざまな課題に対して、より市民の意思やアイデアを反映していくためには、市民が市に対して経常的かつ能動的に意見・提言できる仕組みづくりが必要である。

このため、パブリックコメント手続制度のより効果的な運用を図るなど、情報共有の取組を推進し、より多くの市民・幅広い立場の市民の意見や要望を把握し、施策・事業の実施や評価に対して積極的に参画できる環境整備に取り組む。

#### 【主な取組項目】

○行政運営の状況の分かりやすい情報提供・効果的な情報共有

#### (2) 自治基本条例による協働の取組の推進

生駒市では、既にさまざまな形で市民の力が発揮された取り組みがなされている。そうした市民力は、これまでの行政運営では手が届かなかった部分にまでも及ぶことができる力であり、今後の地域社会において欠かすことができないものである。

市民と行政がお互いのアイデアや資源を持ち寄り、適切な役割分担のもとに充実した公共サービスを創り上げていくため、引き続き協働の環境整備を行っていく。

協働のパートナーとなるコミュニティやNPO等の自主性・自立性を尊重しながら、積極的にパートナーの支援、育成を行う。

さらに、地域にとって最も効果的・効率的な公共サービスを提供するため、専門性、先駆性や機動性、地域性など公益活動団体の特性を活かし、適切な役割分担と事業形態を選択しながら、公益活動団体との協働事業を推進していく。

また、市民が主役の市政を推進するため、計画策定や事業実施等での市民参画を一層推進する。

### 【主な取組項目】

- 市民からの政策提案制度の導入
- 市民、NPO など協働のパートナーへの支援
- 参画と協働のまちづくりを進めるための指針の策定・運用
- 市民自治協議会の導入に向けた取組

### 行革トピックス

#### 【開花する市民力～新しい「公共」の担い手～】

生駒市では、「自治基本条例」で市民がまちづくりに参画する権利を謳い、「総合計画」でも市民主体のまちづくりを基本理念に位置付けています。

ここでは、市民団体が主体となって進められ、国や県から表彰された取組の一例を紹介します。

#### ○陶磁器製食器のリユース・リサイクル

市内の主婦グループが立ち上げたNPO法人日本ワンディッシュエイド協会と市が協働し、家庭内の不要品を回収し、食器市で無料配布。再利用が困難なものは、新たな食器の原材料としてリサイクルする仕組みを構築

#### ○緑豊かな住宅地と調和した良好な景観形成

鹿ノ台自治連合会ECOKA委員会による花壇の維持管理、住宅地周辺の緑地の整備による良好な自然環境の保全と緑地再生

#### ○里山保全・環境教育

いこま里山クラブによる生駒山麓公園などでの里山の保全活動、矢田丘陵遊歩道の草刈や倒木処理のほか、湿地を再生してのピオトープづくりや子どもを対象とした自然観察会の開催など環境教育を実践

新しい公共の担い手となるこれらの団体の取組を広げ、市政運営の重要なキーワードである「協働」を行政改革の側面からも進めていきます。



### 行革トピックス

#### 【市民自治協議会】

平成22年4月に施行された市の最高規範である「生駒市自治基本条例」では、それぞれの地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成する「市民自治協議会」を設置できることとしています。

この市民自治協議会は、地域の特性や資源を活かした個性豊かな市民自治活動を行っていくため、自治会、NPO等の多様な主体がそれぞれの意見を出し合い、ダイレクトに相互調整を図り、自ら実行していく「新しい公共」の担い手として捉えられるものです。

活動は、地理的条件など地域特性を共有する概ね小学校区程度以下の単位を基本に、例えば「安心・安全」「環境・美化」「健康・福祉」など、それぞれの地域の課題に応じて、できることから取り組んでいくこととなります。

生駒市では、地域におけるつながりを強め、地域が抱える様々な課題への解決力を高めるための仕組みとして、各地域における課題把握をスタートに、市民自治協議会の設置に向けた取組を順次進めていきます。

## 2 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

～行政資源の最適配分(選択と集中)と行政の役割の精査により、効率的な行政サービスの提供を目指す～

効 率

### 【重点事項】

- (1) 事務事業の継続的な見直し
- (2) 民間活用の推進
- (3) 行政資源の有効活用・効率的な管理運営
- (4) 環境に配慮した施策・事業の推進

### (1) 事務事業の継続的な見直し

限られた予算の範囲内で効果的に事務事業を執行し、限られた資源を有効に活用する観点から、あらゆる部門で、徹底して無駄を排除し、コストを節減する取組を推進する。

市民生活の安心感を高める分野や市の発展につながる戦略的な分野に財源を重点的に配分できる持続可能な行財政体制を構築するため、市民の意向を定期的に把握して施策・事業の成果を検証する仕組みを効果的に運用していく。

これを踏まえ、毎年度の予算編成等において、必要性、役割分担及び実施効果、また、受益と負担の関係性の見地から事務事業の見直しを徹底する。

#### 【主な取組項目】

○総合計画に基づく施策・事業の進行管理

### (2) 民間活用の推進

市が担うべきサービスについては、市の経営資源を集中的に投入する一方、民間が担うことがより効果的・効率的な分野・事業については、サービスの質の確保に留意しつつ、サービスの責任主体・提供主体をともに民間部門に切り替えることも含め、民間活力の積極的な活用を図る。

行政運営については、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化等を踏まえ、絶えず見直しを行い、事業実施の最適な主体、手法を選択するとともに、さまざまな分野での民間活用を積極的に推進し、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応する。

業務委託にあつては、各部署で共通・類似する業務の包括化など新たな枠組みの委託化についても検討する。

#### 【主な取組項目】

○民間委託の範囲の拡充など民間活力のさらなる活用

### (3) 行政資源の有効活用・効率的な管理運営

公共施設における今後の維持管理コスト等を総合的に分析し、施設そのもののニーズや財政状況を考慮しながら、利用目的の転換等を含めた公共施設の活用形態の最適化を検討する。

既存公共施設の改修、機能更新需要の増大を踏まえ、耐震化や環境への配慮も踏まえた維持保全の計画など、効率的な施設マネジメントに努め、財政負担の平準化を図る。

#### 【主な取組項目】

○既存公共施設の活用と長寿命化に向けた中長期的な計画策定

### (4) 環境に配慮した施策・事業の推進

生駒市では、平成21年3月に策定した環境基本計画に基づき、市民、事業者及び行政が協働して活動を行う「生駒市環境基本計画推進会議」を組織し、持続可能な社会を構築する取組を推進している。

市役所では、平成22年12月から、環境マネジメントシステム(LAS-E)の運用を開始し、市内有数の事業者として、率先してエコオフィスづくり等の環境負荷の低減に取り組んでいる。

「循環型社会」「低炭素社会」の構築による持続可能な社会の実現は、簡素で効率的な行政運営にも直結するものであり、環境マネジメントシステムの効果的運用により、公共施設の省エネルギー化・光熱水費等の削減を推進する。

また、ごみ半減プラン（生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）に基づき、平成32年度での焼却ごみの半減に向けた減量・資源化などを進める。

#### 【主な取組項目】

○環境マネジメントシステムの推進による公共施設の省エネルギー化

○ごみ半減プランの推進

※ごみ半減プラン：循環型社会等の構築による持続可能な社会の実現に向けて、焼却ごみ量の半減を目標とする基本的な取組を定めた計画。不燃物については、家庭用陶磁器製食器などのリユース・リサイクル事業等で既にかかなりの量が削減されていることから、このプランは燃やすごみの半減を中心とした計画として策定している。

### 行革トピックス

#### 【生駒市民が選択する市民活動団体支援制度】

より多くの市民参画と市民活動を促進し、「新しい公共」を発展させるため、23年度から、市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが支援したい事業を選択し、市が助成する制度を創設しました。

支援額は、その年度分の個人市民税額の合計額の1%相当額を、18歳以上の市民の数で割り戻した額（23年度は784円）に選択した市民の数をかけた金額（対象経費の1/2以内・上限50万円）になります。

23年度は、約7%（6,923人）の方から選択があり、子育て支援、環境など25の登録団体への支援が行われました。

### 3 自立した自治体への変革

～地域の実状に応じた安定した市民サービスを提供するため、健全な財政運営を堅持し、組織・職員の活性化を図る～

自立

#### 【重点事項】

- (1) 財政規律を確保するための財政指標の目標値設定
- (2) 財源確保の取組
- (3) 職員定数・給与の適正な管理
- (4) 適正な人事管理と職員の能力向上
- (5) 機能的で分かりやすい組織・機構の構築

#### (1) 財政規律を確保するための財政指標の目標値設定

限られた行政経営資源を有効に活用し、経済的な自立を図るためには、中期的な視点に立ち規律をもった計画的な健全財政運営を推進することが不可欠である。

財政構造の弾力性を確保し、身の丈に合った行政サービスを安定的に提供する持続可能な財政基盤を確立できるよう、臨時の財源対策によることなく、義務的経費（人件費・公債費・扶助費）の中長期的なコントロールに努め、経常収支比率等の財政指標を健全な水準に維持することに注力する。

また、将来世代に過度の負担を残さないよう、市債を発行する投資的事業の厳選・重点化や繰上償還の実施等により、引き続き市債残高を適正な水準で維持する。

#### 【主な取組項目】

○財政計画に基づく経常収支比率等の指標管理

#### (2) 財源確保の取組

自主財源の充実や市民の公平性・信頼性の確保の観点から、市税をはじめ使用料など市が徴収すべき各種収入・債権について、収納対策の一層の強化に取り組むなど、歳入の確保を重視した取組を推進する。

また、安定的な税収確保を図るため、市立病院の整備や生駒駅前市街地再開発事業など魅力的な住宅都市を実現するための都市活力の基盤整備につながる事業のインパクトを活用しつつ、既存産業の振興、新たな企業誘致などの民間投資を促す産業振興の環境づくり、また、子育て・教育環境の整備等により新規人口の流入・定着を目指す。

#### 【主な取組項目】

○中長期的な税財源等の安定確保に向けた重点投資

#### (3) 職員定数・給与の適正な管理

前行政改革大綱における趣旨を継承し、雇用を取り巻く環境変化を踏まえつつ引き続き職員数の

適正化に取り組む。

取組に当たっては、事務事業の見直し、民間活用、事務処理方法の改善などの合理化の取組や行政需要の動向に応じ、人に関するコストの総額管理の観点も踏まえ、中長期的な視点から適切な人員配置に努める。

また、職員の年齢構成の偏りをなくし安定した組織構成とするため、一定数の採用を確保しつつ、さらに多様な任用形態の活用を図る。

給与については、職員の能力と実績を適切に反映するため、管理職員について導入した人事評価制度の適正な運用・改善に合わせ、メリハリのある給与制度への転換に向けた検討を進める。

#### 【主な取組項目】

○行政需要等を踏まえた職員数の適正管理

### (4) 適正な人事管理と職員の能力向上

生駒市が、政策的な自立を図る上で、能力と意欲ある人材の育成・確保が不可欠であることから、公平公正な評価、多様な人材の活用、適材適所の人事配置などを通じ、ひとを活かす「人事制度」に取り組む。

能力・業績の評価、目標管理制度等を適正に反映した「頑張れば報われる」人事制度とともに、限られた人材を効果的に活用するため、異動ローテーションのあり方を含め、能力や適性ととともに、職員自身の意思を反映したキャリア形成のシステムを確立する。

また、職員の能力や仕事へのやりがいを感じる気持ちを高め、改革意欲を引き出す取組として、組織の一体感を高めるとともに、職員がやりがいと使命感を持って仕事に取り組む環境づくりをめざし、組織全体で目標や考え方を共有する。

さらに、ニーズを先取りした行政サービスを展開するための政策形成能力、行政サービスを的確に説明する能力、複数のニーズを調整する能力など職員の能力を開発し、資質向上などを推進する。

この大綱の最終目的である市民満足度の向上を達成するためには、職員がやる気を持っていきいきと仕事に取り組めるよう、職員満足度の向上を図ることが欠かせないことから、職員の能力を引き出し、仕事へのやりがい、充実感を一層向上させるための環境づくりに取り組んでいく。

#### 【主な取組項目】

○能力と意欲に応じた柔軟な任用制度の構築

### (5) 機能的で分かりやすい組織・機構の構築

新しい政策課題や市政を取り巻く環境変化に柔軟に対応していくため、限られた人員の中で、簡素で効率的な組織・機構を維持するとともに、重点施策等の推進や主要課題の解決に向けた機動的な組織体制づくりを目指す。

組織編成に際しては、市民の立場に立った分かりやすく利用しやすい組織とするとともに、責任を伴った権限委譲により、現場における創意工夫を引き出し、自律的に行動できる組織を構築する。



また、単独の部署では対応しがたい行政課題が増加する中、部局横断的な課題や全市的な基幹プロジェクトへの対応力の強化を図るため、緊密な連携の確保や権限と責任ある専任のチームを設置するなど、より機動的で実行力のある組織編成を果敢に行う。

#### 【主な取組項目】

○重点施策を効果的に推進できる組織機構の構築と柔軟な運営

## 第6 推進手法

### 1 推進体制

#### (1) 行政改革推進本部

この行政改革大綱に基づく取組は、引き続き、市長を本部長とし、副市長、教育長とすべての部長等で構成する生駒市行政改革推進本部を中心に、全庁的に推進する。

行政改革推進本部では、行政改革大綱などの基本的な方針や具体的な取組項目などを審議・決定するほか、取組の的確性、改善の可能性、各方面への影響等について、全市的な視点のもとに調整を図る。

また、行政運営・各種施策の改善等に係る各種審議会、委員会等の提言・報告事項に対するフォローアップを徹底する。

さらに、平成23年8月に就任した副市長が部局間にまたがる課題の調整役を担う中で、部長級職員においては、従来の「所管する部門」の責任者としての役割に加え、行政改革推進本部のメンバーとして、行政改革に関する計画立案、全市的な課題の解決や取組の実施について一定の責任を持って参画する経営層の一員という立場を担うことを明確に位置付けるものとする。

行政改革推進本部での決定事項、調査事項等については、行政内部のパソコンネットワークを更に有効に活用することにより、より早く、より確実にすべての職員に周知し、情報のフラット化（職員間の情報格差の解消）を図るなど、各部の所属職員への周知・徹底の効果的な手法を構築する。

#### (2) 行政改革推進委員会

行政改革の基本的な考え方、重点的に取り組むべき事項、取組の進捗については、学識経験者、団体代表、公募市民で構成する「生駒市行政改革推進委員会」から、専門的な見地や市民感覚など多様な角度からの意見・提言を受け、より効果的に行政改革を推進していく。

#### (3) 市議会

市議会では既に、議会運営等の様々な改善を実施されるとともに、特別委員会を設置して改革に取り組まれているところである。

議会については、自治基本条例において、市民・行政とともに生駒市のまちづくりを進める立場に位置付けられ、効率的・効果的な組織運営が要請されている。

また、この行政改革大綱を策定するために実施した市民アンケートにおいても、議員定数の見直しを含め、議会改革に期待する意見が市民から多く寄せられている。

これを踏まえ、今後、市議会におかれては、市の行政改革の取組も勘案しつつ、さらに効率的でより透明性の高い議会運営に向け、議会内部の改革に取り組まれない。

また、行政運営についての提案・提言を行うことも議会の重要な役割であるとの認識のもと、市全体の改革の推進に寄与する取組の充実が望まれる。

#### (4) 外郭団体

行政を補完し、公共的なサービスを効率的に提供するために設置され、市と人的・財政的に密接な関連を有する外郭団体においては、行政需要や社会環境の変化に対応した見直しを継続しているほか、その経営状況を公表するなどの取組を進めてきた。

市全体の行政改革をより効果的に推進し、市民ニーズに適ったサービス提供につなげるため、外郭団体においても、市と一体になって、事業効果や経営状況等の検証を行うなど、団体の自主性や自立性を確保しながら一層効果的で効率的な運営が要請される。

## 2 進行管理

この行政改革大綱の推進に当たっては、基本方針に基づく具体的な取組項目とその目標を示す「行動計画」を定めて取り組むものとする。

計画は、毎年度、行政改革推進本部において、取組みの実施内容を確認し、前年度末の進捗状況についての評価を実施する。

進捗の評価に当たっては、取組を実施したかどうかではなく、それぞれの取組項目の目標を達成したか（成果はあったか）という視点を重視して実施するものとし、数値目標を設定する項目については、推進期間の最終年度の目標値だけではなく、毎年度ごとに達成すべき目標数値を明確化することとする。

その進捗状況や成果については、現在も取り組まれている「部の仕事目標（部長マニフェスト）」の一部として、中間評価も含めて公表するとともに、部課長などの自覚と責任を持った取組を促すため、管理職員の行政改革に関する取組姿勢とその成果を、人事評価制度の評価対象として取り組むこととする。

また、行政改革推進委員会から提言を受けた内容をはじめ、これまでの行政改革の取組のうち必要な事項についても、進捗状況や成果を継続的に確認していく。

一般の職員にあっては、行政目的達成制度において、部の仕事目標、各所属の目標を踏まえた個々の職員の目標設定を行うに当たり、行政改革に関する各人の関わりを可能な限り業務目標に設定することで、行政改革の効果的なマネジメントのほか、目標達成に向けた職員の責任感とモチベーションの向上を図るものとする。

この行政改革大綱の進捗に関する情報は、市の広報紙やホームページ等を通じて市民に公表するとともに、職員へのフィードバックも行うことで情報を共有化し、各主体の意識を喚起し、改革への積極的な参加を促進していく。





## 生駒市行政改革大綱【案】

---

平成 24 年 3 月

生駒市 企画財政部 企画政策課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

電話：0743-74-1111（代表） FAX：0743-74-9100

<http://www.city.ikoma.lg.jp/>